

池田市内にある要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

令和6年4月15日現在

【耐震診断結果】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	池田市立池田中学校2号館(教室棟)	池田市上池田1丁目 1529番地2他	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.72$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.36$			
2	池田市立石橋中学校1号館(管理棟)	池田市井口堂3丁目 5番地	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.70$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.40$			
3	池田市立呉服小学校本館・西館	池田市姫室町 960番地1他	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.72$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.80$			
4	池田市立石橋小学校本館(管理棟)	池田市井口堂3丁目 330番地他	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.84$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.64$			
5	池田市立石橋南小学校本館・西館	池田市石橋4丁目 198番地1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.70$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.48$			
6	池田市立神田小学校北校舎(管理棟)	池田市神田2丁目 960番地1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.70$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.73$			
7	大阪教育大学付属池田中学校南校舎	池田市緑丘1丁目 31番地1他	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.72$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.76$			

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
8	池田市民文化会館	池田市天神1丁目 74番地	集会場	—	—			
	会館事務所			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.74 \quad C_{TU} \cdot S_D = 0.76$			
	大ホール棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.80 \quad C_{TU} \cdot S_D = 0.82$			
	小ホール棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.96 \quad C_{TU} \cdot S_D = 1.18$			
9	不死王閣	池田市伏尾町 128番地1	旅館	—	—			
	ホテル棟(旧館)			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.16 \quad C_{TU} \cdot S_D = 0.20$			
	ホテル棟(本館)			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.12 \quad C_{TU} \cdot S_D = 0.18$			
	写場・連絡廊下			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	$I_s = 0.06 \quad q = 0.24$			
	大浴場			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.78 \quad C_{TU} \cdot S_D = 0.81$			
	多目的ホール			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	$I_s = 0.06 \quad q = 0.21$			
	グリーンホール			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s = 0.35 \quad C_{TU} \cdot S_D = 0.36$			

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
10	池田・府市合同庁舎（池田市役所）	池田市城南1丁目1番地1	保健所、税務署 その他これらに類する公益上必要な建築物	—	—			
	高層棟			建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.80 \quad q = 1.55$			
	北側低層棟			建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.82 \quad q = 1.19$			
	南側低層棟			建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.76 \quad q = 1.36$			

【附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価】

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s が 0.3 未満又は q が 0.5 未満	左右以外の場合	I_s が 0.6 以上かつ q が 1.0 以上
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	I_s が 0.3 未満又は q が 0.5 未満	左右以外の場合	I_s が 0.6 以上かつ q が 1.0 以上
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	I_s が 0.3 未満又は $C_{TU} \cdot S_D$ が 0.15 未満	左右以外の場合	I_s が 0.6 以上かつ $C_{TU} \cdot S_D$ が 0.3 以上

I. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。